

会議結果報告書

会議名称	第2回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年9月18日(火) 18:30~21:00 市役所本庁舎12階1~3号会議室
出席委員	12人出席
次回開催	平成19年10月14日(日) 17:00~ S T V北2条ビル6階1~3号会議室

議題	概要等
1. 条例案についての検討	<p>事前に、条例案全体についての意見・感想(資料4)、当初条例案について修正すべき事項(資料5)について委員に提出を求めており、事務局から資料について説明後、資料5に従い検討を行った。</p> <p style="text-align: center;">名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容を端的に表す表現として、「権利条例」のままでいくべきという意見と、権利の一人歩きの懸念から、現場や市民に受け入れられやすいために、「権利」に加え育成や成長などの文言を加えるべきという意見が出された。 ・「権利」という文言を用いることについては、異議がない旨が確認された。 ・「権利」と「育成」「成長」という言葉については、名称のうえでの並列は成り立たないのではないかと。 ・中身を見ていったうえで、名称に立ち返ることが確認された。 <p style="text-align: center;">「 等」の表現について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定的に列挙できない場合や、子どもの立場に立つとできるだけ意味を広げて取る必要がある場合があることから「 等」という表現を使用していることが確認された。 <p style="text-align: center;">前文における「大人の責務」の規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを放棄している親が増えている中であって、子どもの健やかに成長発達に合わせた大人の義務と責任を、しっかりと前文の中に盛り込む必要があるのではないかと。 ・修正案に対し、「義務」という法的に意味のある言葉を使用することに対する疑問や、「責任」と「義務」という言葉を並べる必要性への疑問が出された。 ・前文は条例全体の趣旨にかかわるため、中身の検討に移ることとした。 <p style="text-align: center;">第3章「子どもにとって大切な権利」の規定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条2項に、「他人の権利を尊重しなければならない」という規定はあるが、条約でも、子どもの権利行使に当たっては、公共の安全などの面での制約が書かれている。これらの規定を盛り込みたいが、最低限、「相手の心を思いやる、人を傷つけない」「他人に迷惑をかけない」という2つの制約は盛り込むべきという修正意見が出された。 ・関連して、第7条2項の修正意見についてもあわせて検討が行われ、前文の趣旨を記載すべきではないかとの意見が出された。 ・権利行使に伴う制限規定を盛り込むべきという修正意見に対し、第7条2項の規定はむしろ、さまざまな個別の制限事項を包括的に含む最大限の

	<p>権利の制限規定であるとの意見や、人権はあくまでも個々の権利に立ち返る必要があることなどの意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「権利」「義務」などの言葉について、現実に日常生活で用いる場合と、法制上用いる場合とで異なるのではないかと。できる限り、市民レベルに寄り添った形で条文、文言の検討をすべきではないかとの意見が出された。 ・権利行使に制限が伴うことについては確認されたが、第7条2項の総括規定のままでよいかどうかについては、今後に残されることとなった。 <p>第10条「豊かに育つ権利」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項について、学びと、遊びや休息という事柄の異なるものを同一にすべきではないのではないかと意見が出された。 ・子どもの成長発達に際して、最も基本的で重要なこととして、学び、遊び、休むことを並列的に並べたものであり、問題はないのではという意見が出され、このままの規定でいくことが確認された。 ・第3項「自分のことを決めること」について、第12条「保護者の役割」には盛り込まれていない「適切な助言等」の文言が、この項で必要なのか、「助言」という言葉が適切かどうかについて議論された。 ・「適切な助言」は年齢や成長に応じなくてもよいのではないかと、自己決定できること、失敗していいということが、豊かに育つ上で大切なのではないかと、という意見が出された。 ・関連して、「年齢や成長に応じて」という言葉が、「適切な助言等」にかかるのか、「自己決定にかかるのか」が不明確という意見などが出された。
2 救済制度について	<p>意識調査の結果及び救済制度の検討に当たっての要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(資料6)に基づき、子どもの安心と救済に関する実態・意識調査の実施概要等について、事務局から説明を行った。 ・(資料7)に基づき、今後の検討に当たっての要点について事務局から説明を行い、今後の検討の参考にすることが確認された。
3 . 閉会	<p>次回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回検討会議の日程について確認。 日時：平成19年10月14日(日)17時00分～ 場所：S T V北2条ビル6階会議室 ・第3回検討会議では、有識者を招いての学習会を行うことを確認。講師は、駿河台大学法学部教授の吉田恒雄先生をお招きする。 ・当日参加できない委員で、講師への質問があれば事前とりまとめを行う。